

高等学校等就学支援金 オンライン申請システム(e-shien)【B 区分】マニュアル ～継続届出・変更手続編～

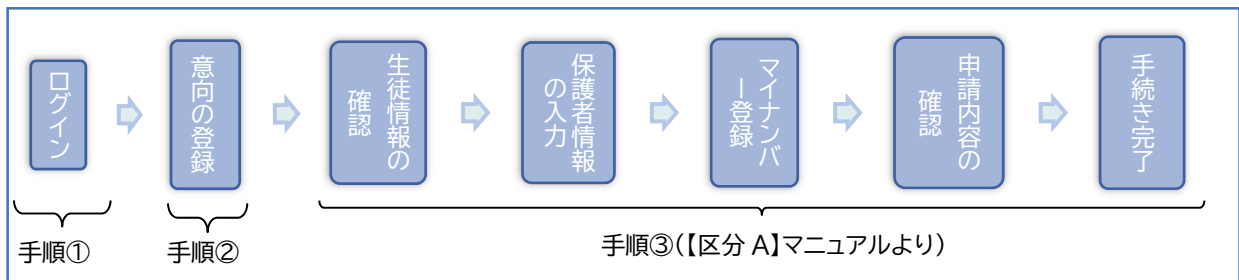
目次

1. e-shien を利用した申請の流れ … p.1
2. 申請の準備 … p.2
3. 申請情報の入力
 - 3-1. e-shien にログインする(手順①) … p.3
 - 3-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する(手順②) … p.4
 - 3-3. 収入状況届の提出をする(手順④) … p.5
4. Q&A … p.10

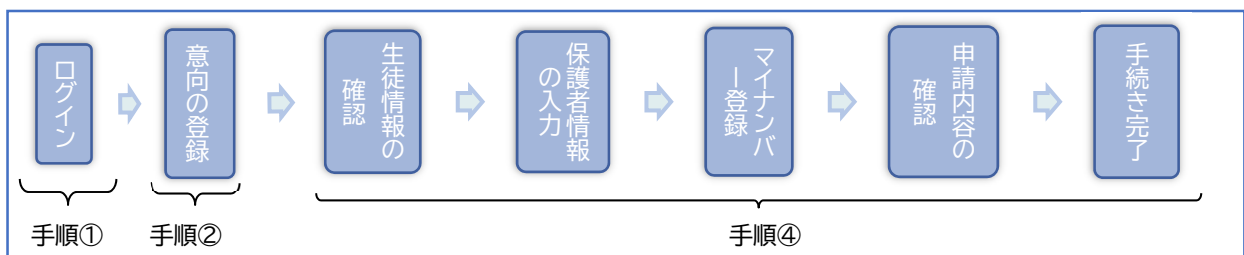
このマニュアルでは就学支援金に関する手続きを、e-shien で行うための手順について説明します。

1. e-shien を利用した申請の流れ

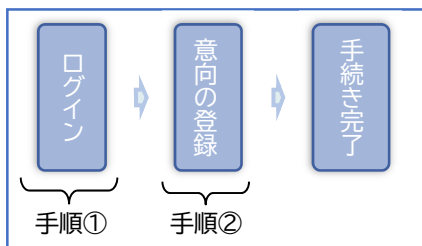
(1) 継続して受給を希望し、保護者等の情報に変更がある方（保護者等の年収が約 910 万未満の方）



(2) 継続して受給を希望し、保護者等の情報に変更がない方（保護者等の年収が約 910 万未満の方）



(3) 受給を希望しない方（保護者等の年収が約 910 万以上の方）



* 注意事項

- ・税が未申告の場合は審査を行うことが出来ません。必ず事前に申告手続きをお願いします。（ただし控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても審査が可能です。）

2. 申請の準備

*準備するもの

- (1) インターネット環境にあるパソコン/スマートフォン/タブレット
 - (2) ログイン ID 通知書
 - (3) 保護者等の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(下記の Q をご参照ください。)
例) 個人番号カード/通知カード/個人番号が記載された住民票
- ※継続して受給を希望する方のうち、保護者等の情報に変更がない場合や申請を希望しない方は(1)と(2)をご用意ください。

Q. 保護者等の情報に変更があるというのはどういう時ですか？

- ①保護者等の離婚・死別、養子縁組等により親権者の人数が変更になった。
例)保護者や生徒の名字が変更になった/ひとり親だった保護者が再婚し、保護者が増えた
両親の離婚などにより保護者が減った/これまでの保護者から別な保護者に変更になった
- ※既に紙申請等で届出をしている場合は除きます。
- ②2022 年中に引っ越し等で課税地に変更がある方や他の市区町村に住民票の移動がある方
 - ③2022 年 1 月 1 日現在で生活保護(生活扶助)受給していたが、2023 年 1 月 1 日現在では受給していない場合、または 2022 年 1 月 1 日現在で生活保護(生活扶助)受給していなかったが、2023 年 1 月 1 日現在では受給している場合。

⇒変更の可能性がある場合には e-shien ログイン後に現在登録されている情報を確認出来ますので、ご確認いただいた後、申請の手続きを行ってください。確認方法については 3 ページ下部を参照してください。

Q. 誰の収入状況(個人番号)が分かる書類が必要か？/誰の税額で判断するか？

①親権者の収入状況を提出

生徒が未成年で親権者がいる場合、基本的には親権者全員の収入状況が必要となります。
※以下の場合も該当します

- ✓ 別居、単身赴任 → 親権者全員の収入状況を提出
(DV 等のやむを得ない事情で提出が困難な場合は学校へご相談ください)
- ✓ 収入がない → 収入がない場合も個人番号の登録が必要です。
- ✓ 生活保護を受けている → 生活保護関係情報の「受給あり」を選択
- ✓ 海外に在住している → 保護者情報の入力画面から「日本国内に住所を有していない。」を選択
- ✓ マイナンバーカードを所持していない・読み取れない → 個人番号を直接入力して提出
- ✓ マイナンバーがわからない・スマホ等の端末がない → 書類で提出(学校へご連絡ください)

↓ 生徒が成人(18 歳以上)

↓ 生徒が未成年で親権者がいない

②主たる生計維持者の収入を提出

- ✓ 生徒が主に他者の収入で生計を維持しており、被扶養者と扶養者の関係である場合に該当します。
- ※入学時に未成年で、その際の親権者が 2 人いる場合は、成人後の申請でも 2 名とも「主たる生計維持者」となります。
※入学時に既に成人している場合は、生徒が扶養に入っている方 1 名が「主たる生計維持者」となります。

③ 未成年後見人の収入を提出

- ✓ 未成年後見人が選定されていて、生徒の扶養義務がある場合に該当します。

← 生徒が未成年で
未成年後見人もいない

↓ 上記①②③のいずれにも該当しない

④生徒本人の収入を提出

①②③のいずれにも該当しない場合は、生徒本人に収入が無くても該当します。

※その他のケース等、判断が難しい場合は学校へご連絡ください。

3. 申請情報の入力

3-1. e-shien にログインする(手順①)

e-shien にログインするために、システムへログインします。

(1)~(3)のいずれかの方法でアクセスしてください。

(1)アドレスを直接入力する

アドレスバーに、「https://www.e-shien.mext.go.jp」を入力。

(2)スマートフォンの機能を使用し、右の QR コードを読み取る

(3)文部科学省のホームページからアクセスする



▷下記のような画面が表示されましたら
正しくアクセスできています。

▷下記のような画面が表示されましたら
誤ったサイトを開いています。



①同封しているログイン ID 通知書に記載しているログイン ID とパスワードを入力します。

②言語が選択できます。

③ログインボタンをクリックします。

▷ログインに 5 回連続で失敗した場合ログイン出来なくなります。学校(011-811-5297)へご連絡ください。

現在登録されている情報を確認する場合(任意)

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

「表示」をクリックします。

▷本マニュアルにて「保護者等の情報に変更がある場合」はこの表示先の登録状況から変更があることを指します。

▷特に保護者等の変更があった場合や2022年1月1日現在と2023年1月1日現在で課税地が異なる場合にはご確認ください。

3-2. 継続受給をする意思が「ある or ない」の意向を登録する(手順②)

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録し、申請します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査(1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

①「継続意向登録」をクリックします。

継続意向登録

1 2 3
継続意向登録 継続意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認

✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 必須

高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。

高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できません。

✓ 継続意向確認

どちらかを選択してください。 必須

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金を受給したいです。
支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。

受給権を放棄します。
資格消滅通知が送付されます。

■受給を希望する方

■受給を希望しない方

✓ 保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)がありますが。 必須

ありません。(2以外の理由)

あります。(家計急変)

ありません。

入力内容確認

▷対象になるか分からない場合も申請していただくことを推奨します。申請をしない場合、後日対象であることが分かっていても遑っての申請は出来ません。

②内容を確認し2点チェックします。

③申請をするかしないかを選択します。

- ④ ■保護者等の変更がある場合
 ■保護者等の課税地、生活扶助の受給有無に変更がある場合
 ■個人番号カードを使用して自己情報を提出出来ない場合
 ⇒「①あります。」ボタンをクリックします。
- 変更がない場合
 ⇒「③ありません。」ボタンをクリックします。

※「②あります。(家計急変)」は選択しないでください。該当する可能性がある場合は①もしくは③をクリックし手続きを完了させた後、学校(011-811-5297)へご連絡ください。

⑤「入力内容確認」ボタンをクリックします。

継続意向登録確認

1 — 2 — 3
継続意向登録 申請意向登録 継続意向確認 入力内容確認 登録完了

継続意向確認
現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について
ありません。

[← 継続意向登録に戻る](#) [本内容で登録する](#)

⑥入力内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」をクリックします。

▷誤って意向登録した場合、自身で修正することは出来ません。学校(011-811-5297)へご連絡ください。

継続意向登録結果

1 — 2 — 3
継続意向登録 申請意向登録 継続意向確認 入力内容確認 登録完了

以下の内容で登録されました。
中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、更届出を行ってください。

受付番号	申請内容
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

[← マイページに戻る](#) [続けて保護者等情報変更届出を行う](#)

⑦■継続支給を希望し、保護者等の情報に変更がある場合
⇒「続けて保護者等情報変更届出を行う」をクリックし【区分 A】マニュアル 5 ページ下部(手順③)へお進みください。

■継続支給を希望し、保護者等の情報に変更がない場合
⇒「続けて収入状況届を行う」をクリックし 6 ページへお進みください。

■継続支給を希望しない場合
⇒**手続きは完了**です。
マイページに戻り、ログアウトしてください。

3-3. 収入状況届の提出をする(手順④) ※継続受給を希望し保護者等の情報に変更がない場合

継続届出

ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学
家計急変継続審査(1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

「収入状況届」ボタンをクリックします。

▷継続意向登録から続けて申請を行う場合、次の「認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ヘルプ ログアウト

学校名 茨城県立〇〇高等学校 ログインID 11545413 ユーザー名 支援 本部

収入状況届出 (生徒情報)

1 2 3 4 5
 生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力内容確認 申請完了 収入状況取得

生徒情報

氏名	文科 一郎
ふりがな	もんか いちろう
生年月日	2000年01月12日
郵便番号	1234567
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	霞ヶ間
(建物名・部屋番号)	

メールアドレス

メールアドレス [半角]

メールアドレスの入力について

- 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。1つ下の「?」使用できない形式のメールアドレスを参照し、登録されているアドレスに間違いがないか、受信拒否設定に問題がないか等、確認してください。
- 使用できない形式のメールアドレス

マイページに戻る 保護者等情報入力 >

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

①学校で登録された生徒情報が表示されます。誤りがある場合は手続きを完了した後、学校(011-811-5297)へご連絡ください。

②メールアドレスは審査完了時にメールの連絡を希望する場合入力します。

③「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

収入状況届出 (保護者等情報)

1 2 3 4 5
 生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力内容確認 申請完了 収入状況取得

保護者等情報

親権者(両親) 2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

メールアドレスの入力について

個人情報	
姓<漢字>	高橋
名<漢字>	父
姓<ふりがな>	たかはし
名<ふりがな>	ちち
生年月日	2000年01月01日
生徒との続柄	父
メールアドレス [半角]	ababab@tesuto.com
電話番号	123-4567-8912
課税地	(日本国内に住所を有していない。)

個人情報	
姓<漢字>	高橋
名<漢字>	母
姓<ふりがな>	たかはし
名<ふりがな>	はは
生年月日	2000年01月01日
生徒との続柄	母
メールアドレス [半角]	cccc@tesuto.com
電話番号	123-4567-8901
課税地	北海道 札幌市

収入状況届出方法

個人番号カードを使用して課税情報を提出する。

個人番号カードを読み取り、収入状況(課税情報等)を取得し提出します。収入状況の取得画面へ進んでください。

収入状況の取得画面へ進む >

④表示された情報が正しいことを確認します。メールアドレスや電話番号以外に変更がある場合学校(011-811-5297)へご連絡ください。

⑤「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」ボタンをクリックします。

収入状況届出（保護者等情報）

1 生徒情報入力 → 2 保護者等情報入力 → 3 保護者等情報収入状況取得 → 4 入力内容確認 → 5 申請完了

保護者等情報

親権者(両親) 2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	交換	姓<漢字>	交換
名<漢字>	太郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)		課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額		市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>		所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>		所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額		市町村民税均等割額	
配偶者控除等		配偶者控除等	
扶養控除情報 (特定)		扶養控除情報 (特定)	
扶養控除情報 (老人)		扶養控除情報 (老人)	
16歳未満扶養者数		16歳未満扶養者数	
本人該当区分 (同一生計配偶者)		本人該当区分 (同一生計配偶者)	
本人該当区分 (控除対象障害者)		本人該当区分 (控除対象障害者)	
本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)		本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック

マイナポータル 自己情報を取得

⑥個人番号カードをスマートフォンやICカードリーダーにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

< 保護者等情報変更届出 (保護者等情報) に戻る 入力内容確認 (一時保存)

▷端末(パソコン/スマートフォン等)にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

- ※利用するための推奨環境
- ・Microsoft Windows 8.1,10,11
 - ・Android 6.0 以上
 - ・iOS 13.1 以上 等

▷下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、ご使用中の端末にインストールしてください。

■パソコンの場合

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html>



■スマートフォンの場合

・Android

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0026.html>

・iPhone

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0027.html>



※マイナポータルアプリの画面

スマートフォンの場合

⑦スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。

マイナバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

◎機種ごとのカード読み取り位置はこちら

マイナバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

◎機種ごとのカード読み取り位置はこちら

パソコンの場合

マイナポータルは利用目的により別画面にて表示。上記情報を2回利用前に提供することにより、マイナバーカードを挿入し本人確認の手続きが完了します。

情報の提供に同意する

マイナバーカードの読み取り方法を確認する

ご利用の端末にICカードリーダーが繋がっていることを確認し、マイナバーカードの読み取りを行ってください。マイナポータルがインストールされていない場合、インストールガイドが表示されます。準備ができましたら、「次へ」ボタンを押してください。

マイナポータルが起動していることを確認してください。

キャンセル 次へ

収入状況取得

マイナポータル

マイナバーカードの券面事項入力補助用(パスワード)を入力してください

パスワードを表示する

OK キャンセル

⑧個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力した上で「OK」ボタンをクリックします。

▷券面入力事項補助用パスワードは個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した4桁の数字です。

▷お忘れの場合や3回入力を間違いロックされた場合については、お住まいの市区町村窓口でパスワード再設定の手続きが必要となります。

⑦ICカードリーダーをパソコンに接続し個人番号カードをかざして「次へ」ボタンをクリックします。

※e-shien の画面

⑨「マイナポータルから自己情報を取得する」をクリックします。

- ▷保護者 2 名分の登録を行う場合、下記の手順で操作します。
- ①保護者 1 の事前チェックを実施
- ②保護者 1 の税額を取得
- ③保護者 2 の事前チェックを実施

※マイナポータルアプリの画面

⑩内容を確認し次へボタンをクリックします。その後再度個人番号カードを読み取ります。

※マイナポータルアプリの画面

⑥個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。



▷情報を取得できるまで 20 秒程度かかる場合があります。エラーの場合はメッセージが表示されます。

※e-shien の画面

▷マイナポータルから取得した情報が転記されます。

⑪2 人目の保護者等がいる場合、同様の手順で個人番号カード事前チェックと自己情報取得を行います。

⑫保護者等全員分の収入状況取得後「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックの後、9 ページへお進みください。

収入状況届出登録確認



生徒情報

氏名	文科 一郎
ふりがな	もんか いちろう
生年月日	2000年01月12日
郵便番号	123-4567
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	緑ヶ岡
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	

保護者等情報

収入状況の確認が必要な方 親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 (1人目)

姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
姓<ふりがな>	もんか
名<ふりがな>	たろう

確認事項

以下の内容を確認の上、申請してください

「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

① メールアドレスの利用目的および注意事項

← 収入状況届出 (収入状況取得) に戻る

本内容で申請する

⑬表示された情報が正しいことを確認します。

▷メールアドレス、個人番号についての確認事項はそれぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。

⑭「本内容」で申請するボタンをクリックします。

収入状況届出登録結果



本システムによる収入状況届出の手続きは以上で終了となります。

受付番号

R-21-086-04-1000-0704

← マイページに戻る

申請の登録結果が表示されます。

これで手続きが完了です。
審査が完了するのをお待ちください。

▷メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールが届きます。
「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。
受信拒否設定に問題がないかご確認ください。

登録した情報を確認する場合(任意) ※e-shien マイページの画面

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

▷登録画面に戻ることは出来ません。
登録内容に誤りを見つけた場合は
学校(011-811-5297)へご連絡
ください。

審査状況、結果、申請内容を確認する
場合は「表示」ボタンをクリックします。

4. Q&A



Q. 操作方法が分かりません。

A. ①文部科学省のホームページ上に申請者向け利用マニュアルを掲載していますので、ご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

申請者向け利用マニュアル(3)と(4)が該当します。

②操作方法の解説動画を一部 youtube で公開していますので、ご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=IJFdyJfQsB0>

③ ログイン画面右上の「?Q&A」をクリックし、ご参照ください。

「Q&A」内のページ番号はこのマニュアルではなく、①の利用マニュアルと対応しています。

④ 池上学院高等学校事務局就学支援金係(011-811-5297)へご連絡ください。

Q. 個人番号が分かりません。/ネット環境やスマートフォン等の端末がありません。

A. 書面での申請になりますので、池上学院高等学校事務局就学支援金係(011-811-5297)へご連絡ください。

Q. 保護者の一方が収入がない場合や、扶養に入っている場合は個人番号の登録や提出は不要ですか。

A. 親権者全員分の登録や提出が必要です。

Q. 学校から送られたログイン ID 通知書を紛失しました。

A. 池上学院高等学校事務局就学支援金係(011-811-5297)へご連絡ください。

Q. 個人番号カードを使用してマイナポータルアプリから自己情報を取得する際に、エラーが出て先に進めない。

A. 収入状況提出方法を個人番号カードを利用せずに個人番号を手入力する方法等へと学校にて変更しますので、池上学院高等学校事務局就学支援金係(011-811-5297)へご連絡ください。